

福井県共生社会条例に基づくあっせんに関する要綱

(目的)

第一条 この要綱は、障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例（平成三十年福井県条例第十一号。以下「条例」という。）に基づき行うあっせんについて、必要な事項を定めるものとする。

(あっせんの申立て)

第二条 条例第二十二條第一項の規定に基づくあっせんの申立ては、原則として様式第一号によるあっせん申立書により知事に提出して行うものとする。なお、申立書の内容は差別をしたとされるものに送付するものとする。

(あっせんの不実施の通知)

第三条 知事は、あっせんが対象事案の解決に資すると認められないとして、福井県障がい者差別解消支援協議会があっせんを行わない場合、申立てを行った障がい者に理由を付してその旨を通知するものとする。

(あっせん申立ての取下げ)

第四条 あっせんに申し立てた者は、いつでもその申立ての全部または一部を取り下げることができる。

2 前項の申立ての取下げは、様式第二号によるあっせん申立取下書を知事に提出して行うものとする。

3 知事は、前項の取下書の提出があったときは、速やかに福井県障がい者差別解消支援協議会および申立書において障がいを理由とする差別をしたとされる者にその旨を通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年8月27日から施行する。

年 月 日

福井県知事 様

住所
申立者 氏名
電話番号

あっせん申立書

障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例第 22 条の規定により、次のとおりあっせんを求める。

- 1 差別を受けたとされる者
住所
氏名
申立者との関係

- 2 差別をしたとされる者
住所
氏名

- 3 事案の概要

- 4 求める措置の内容

- 5 その他参考となる事項

年 月 日

福井県知事 様

申請者 住所
氏名
連絡先（電話番号）

あっせん申立取下書

年 月 日付けで提出しましたあっせん申立てを、次の理由により取り下げます。

記

(理 由)

注1 自主的に解決した場合は解決内容を、未解決のまま他の手段等に移行する場合にはその手段等を、簡潔に記載してください。